

経会第 210308007 号
令和 3 年 3 月 8 日
(最終改正 令和 6 年 12 月 17 日 経資会第 241217005 号)

本社内関係各長 殿

経 理 資 金 部 長
(公印省略)

工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱の運用について (通達)

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱 (平成 15 年 10 月機構規定第 83 号。以下「措置要綱」という。) の運用について下記のとおり定め、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

なお、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱の取扱いについて」(平成 15 年 10 月 1 日付け経会第 29 号通達) は、令和 3 年 3 月 31 日限り廃止する。

記

1 指名停止の期間の始期 (措置要綱第 1 条関係)

資格確認者 (指名停止の期間中のものを含む。) が別表各号の措置要件に該当することとなった場合における当該指名停止の期間の始期は、予算執行上重大な支障を及ぼすと認められる場合を除き、その措置を決定したときとすること。

また、指名停止の期間中の資格確認者について再度指名停止を行う場合の指名停止の通知 (第 6 条第 1 項) は別途行うこと。

2 共同企業体に関する指名停止の運用 (措置要綱第 2 条関係)

第 2 条第 3 項の規定に基づく経常共同企業体の指名停止は、当該共同企業体自らが別表各号の措置要件に該当したために行うものではないので、同項の規定に基づく指名停止については、第 3 条第 2 項に基づく措置 (以下「短期加重措置」という。) の対象としないこと。

3 短期加重措置の運用について (措置要綱第 3 条第 2 項関係)

- (1) 資格確認者が別表各号の措置要件に該当することとなった基となる事実又は行為が、当初の指名停止を行う前のものである場合には、短期加重措置の対象としないこと。

- (2) 下請負人又は共同企業体の構成員について短期加重措置を講じるときは、元請負人又は共同企業体の指名停止の期間を超えてその指名停止の期間を定めることができるものであること。
- (3) 短期加重措置の対象となり、かつ、第4条各号の一に該当することとなった場合には、理事長の判断により短期加重措置を受けた後の短期に加重を行うこと。
- (4) 第3条第2項は、同一の措置対象地区において発生した場合に限り適用すること。

4 独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例の運用（措置要綱第4条関係）

- (1) 各号に掲げる事由の2以上に該当することとなった場合には、理事長の判断により期間の加重を行うこと。
- (2) 第4号及び第5号の「悪質な事由があるとき」とは、当該発注者に対して資格確認者が不正行為の働きかけを行った場合等をいうものとする。
- (3) 「他の公共機関の役職員」（第5号並びに別表第2第3号、第7号、第8号及び第10号関係）とは、刑法第7条第1項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の役職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含むものであること。さらに私人ではあっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものであること。

5 措置対象区域の特例の運用（措置要綱第5条関係）

- (1) 一般工事における事故に関して指名停止を行う場合において、当該事故の原因について作業員の個人としての責任が大きく、請負人の責任が小さいと認められるときは、措置対象地区の一部を限定して指名停止を行うこと。

なお、この場合には、原則として、都府県の行政区分を基準として運用すること。

- (2) 元請負人又は共同企業体について措置対象地区の一部を限定して指名停止を行う場合には、下請負人又は共同企業体の構成員の措置対象となる区域については、当該元請負人又は共同企業体と同一とすること。

6 役務及び物品購入等において準用する場合の運用（措置要綱第10条関係）

- (1) 機構の発注する役務又は物品提供等における「発生地区」とは、当該役務又は物品購入等を発注した本社又は地方機関の所在地が含まれる措置対象地区をいうものとする。
- (2) 物品購入等においては、別表第1第1号、第2号、第4号、第5号及び第7号並びに別表第2第1号、第5号、第6号、第9号、第11号、第12号、第15号及び第16号に限り適用するものとする。

7 措置要綱別表第1関係

- (1) 低入札価格調査を行った工事において、過失による粗雑工事（第2号関係）に該当した場合の指名停止の期間は、少なくとも3か月となるように運用すること。
- (2) 一般工事における過失による粗雑工事（第3号関係）について、契約不適合が重大であると認められるのは、原則として、建設業法に基づく監督処分がなされた場合とすること。
- (3) 機構発注工事及び一般工事のいずれにおいても、次の場合は、原則として指名停止を行わないこと。（第5号から第8号関係）
 - ア 事故の原因が作業員個人の責に帰すべきものであると認められる場合（例えば、公道上において車両により資材を運搬している際のわき見運転により生じた事故等）
 - イ 事故の原因が第三者の行為によるものであると認められる場合（例えば、適切に管理されていたと認められる工事現場内に第三者の車両が無断で進入したことにより生じた事故等）
- (4) 機構発注工事における事故（第5号及び第7号関係）について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、原則としてアの場合とする。ただし、イによることが適当である場合には、これによることができるものであること。
 - ア 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故についての請負人の責任が明白となった場合
 - イ 当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合
- (5) 一般工事における事故（第6号及び第8号関係）について、安全管理の措置が不適切であり、かつ当該事故が重大であると認められるのは、原則として当該工事の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とすること。

8 措置要綱別表第2関係

- (1) 「代表権を有すると認めるべき肩書」（第1号関係）とは、専務取締役以上の肩書をいうものであること。
- (2) 独占禁止法第3条に違反した場合（第5号から第7号まで及び第12号ア関係）は、次のアからエまでに掲げるいずれかの事実を知った後、速やかに指名停止を行うものとする。
 - ア 排除措置命令
 - イ 課徴金納付命令
 - ウ 刑事告発

- エ 資格確認者である法人の代表者、資格確認者である個人又は資格確認者である法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者の独占禁止法違反の容疑による逮捕
- (3) 独占禁止法第 8 条第 1 号に違反した場合（第 5 号及び第 6 号関係）は、課徴金納付命令が出されたことを知った後、速やかに指名停止を行うものとする。
- (4) 次のア又はイに該当する場合の指名停止の期間は、該当しなかったと想定した期間の 2 分の 1 の期間とし、ア及びイのいずれにも該当する場合の指名停止の期間は、該当しなかったと想定した期間の 4 分の 1 の期間とする。この場合において、この号前段の期間が別表第 2 第 5 号から第 7 号まで及び第 12 号に規定する期間の短期を下回る場合においては、第 3 条第 3 項の規定を適用するものとする。
- ア 別表第 2 第 5 号から第 7 号まで及び第 12 号アの措置要件に該当した場合において、課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたとき
- イ 別表第 2 第 6 号及び第 12 号ア（第 12 号アについては機構の契約担当役が締結した請負契約に限る。）の措置要件に該当した場合において、新聞報道等により入札談合を行った資格確認者であることが明らかになる前に、当該資格確認者から機構に対し入札談合を行った旨の申告があったとき
- (5) 「業務」（第 5 号及び第 15 号関係）とは、個人の私生活上の行為以外の資格確認者の業務全般をいうものであること。
- (6) 建設業法違反行為（第 13 号及び第 14 号関係）について、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるのは、原則として、次の場合をいうものとする。
- ア 資格確認者である個人、資格確認者の役員又はその使用人が建設業法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
- イ 建設業法の規定に違反し、監督処分がなされた場合（理事長が軽微なものと判断した場合を除く。）
- (7) 業務に関する「不正又は不誠実な行為」（第 15 号関係）とは、原則として、次の場合をいうものとする。
- ア 資格確認者である個人、資格確認者の役員又はその使用人が業務に関する法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
- イ 機構発注工事に関して、落札決定後、辞退、資格確認者の過失による入札手続の大幅な遅延等の著しく信頼関係を損なう行為があった場合